

〒306-02××

古河市〇〇××-××

古河 太郎 様

(古河 花子 様分)

古河市長 宛て

請求書を記入した日付を書いてください。

請求日 年 月 日

認定保護者の名前・続柄・生年月日・住所を確認して、必ず押印してください。

※ 認定保護者を「父から母」または「母から父」に変更をご希望の場合は、別紙を一緒に提出してください。

施設等利用費請求書（償還払い用）
児童保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

き、施設等利用費の給付について、次のとおり請求しますので、
いること及び利用料の支

日中連絡がとれる番号を記入してください。

1 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ	コガ タロウ	認定 子ども との 続柄	父	生年月日	平成 2年 4月 3日
氏 名	古河 太郎	現住所	古河市〇〇××-××	電話番号	090-××××-△△△△

※自署の場合は、押印不要

2 認定子ども

フリガナ	コガ ハナコ	生年月日	平成30年 4月 2日
氏 名	古河 花子		

3 初めての請求の場合又は下記の「前回の振込口座」に変更がある場合は、償還払いの振込先を記入してください。
※ 本請求書の「施設等利用給付認定保護者（請求者）」と下記「前回の振込口座」の名義人が異なる場合は改めて記入してください。
(①又は②のどちらか一方に記入) (※1)

① 金融機関名（ゆうちょ銀行以外）	預金種目	☒ 普通 ☐ 当座
〇〇 銀行 〇〇組合 古河 支店	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
農協・信 出張所	口座名義（カタ）	コガ タロウ

② ゆうちょ銀行	通帳記号	1
----------	------	---

※1 請求者と口座名義が異なる場合

初めてのご請求、または下欄に印字の口座の変更をしたい場合には、希望する振込口座を①または②に記入してください。
※ 認定保護者と口座名義が異なる場合は委任状の提出が必要です。

前回の 2 回目以降のご請求時には前回の振込口座が印字されています。同じ口座を希望される場合は①又は②の記入は不要です。
※ 認定保護者と口座名義が異なる場合は委任状の提出が毎回必要です。

種目	☒ 普通 ☐ 当座
番号	1 2 3 4 * * * *
姓 名	コガ タロウ

4 請求額（合計）

(※2 「特定子ども・子」
認します。)

金額や利用日数等を確認後、古河市で記入します。空欄のまま提出してください。実際の支払額と異なる金額を記入した場合、訂正に時間を要する場合があります。
※訂正印や修正液等を使用の場合は請求書が無効となります。再度印刷いたしますので、子ども福祉課にご連絡ください。

※2

(裏)

5 今回の請求に添付する「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」及び「特定子ども・子育て支援提供証明書」の利用月（「年」については、[]内に、利用した年を記入してください。）

①	施設名	〇〇幼稚園	添付する 領収書及び 提供証明書の月	年	月分（上記の該当年月に○を付けてください。）											
				令和[5]年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
				令和[6]年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
②	施設名		添付する 領収書及び 提供証明書の月	年	月分（上記の該当年月に○を付けてください。）											
				令和[]年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
				令和[]年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
③	施設名		添付する 領収書及び 提供証明書の月	年	月分（上記の該当年月に○を付けてください。）											
				令和[]年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
				令和[]年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

一緒に提出する「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」・「特定子ども・子育て支援提供証明書」に記載されている利用年を記入、利用月に○をつけてください。

（①～③に書き切れない数の施設を利用した場合は、余白等に同内容を記入してください。）

6 今後の請求予定について、次に該当する場合は○を付けてください。

回答内容	該当する場合は○
今回請求分以前の利用料等について、未請求分（請求漏れ等）はありません。	

「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」及び「特定子ども・子育て支援提供証明書」を添付してください。（原則 原本提出）

添付書 ことを、 【参考】次の ※ 預かり保	記入例の場合、 令和6年9月分の請求予定額があるが、今回は請求を行わないとき・・・空欄 令和6年9月分の利用がなく、今回の請求で令和6年12月までの未請求分がないとき・・・○ として提出してください。
---------------------------------	---

とを合算して請求することは原則できませんが、次の場合のみ合算して請求することが可能です。

「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみです。

※ 預かり保育の場合の月額上限額は、第2号認定の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。

（月単位で、実際に支払った金額と@450円×利用日数とを比較して、少ない方の額が決定額になります。）

※ 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。

月の途中で認定期間が終了し、若しくは開始する場合又は市町村間の転出入の場合は、月額限度額は次のとおりとなります。

・月の途中で認定期間が終了する場合又は別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円×転出日（終了日）までの日数÷その月の日数

・月の途中で認定期間が開始する場合又は別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円×転入日（開始日）からの日数÷その月の日数

※ 第2号認定とは当該年度4月1日付けで3歳に到達している子どもをいい、第3号認定とは当該年度4月1日付けで3歳未満の子どものことをいいます。（発行している「施設等利用給付認定通知書」にて確認してください。）